

## 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準

- 1 事業場において発生する悪臭原因物の排出を規制する地域  
第1表のとおりとする。
- 2 指定地域内の事業場において発生する悪臭原因物の規制基準
  - (1) 法第4条第2項第1号に規定する敷地の境界線の地表における臭気指数の規制基準  
第2表のとおりとする。
  - (2) 法第4条第2項第2号に規定する排出口における臭気排出強度及び臭気指数の規制基準  
法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。
  - (3) 法第4条第2項第3号に規定する敷地外に排出される排出水における臭気指数の規制基準  
法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。

第1表

区域の区分	区域		備考
A区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域	第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 字与儀の一部	別図のうち、 実線で表示した区域
B区域	準工業地域	工業地域	
C区域	A区域及びB区域を除く区域		

備考

- 1 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。
- 2 別図は、省略し、沖縄市市民部環境課に備え置き、閲覧に供する。

第2表

区分	A区域	B区域	C区域
許容限度（臭気指数）	1.5	1.8	2.1

備考

この表において、A区域、B区域及びC区域とは、第1表の区域の区分欄に掲げるそれぞれの区域をいう。